模烏爾陳情表譯

十七ノ百三十一第四棚

別14
18

805
27

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』 請求記号 寄別14-18

ガラス使用

模烏爾陳情表譯

東京帝國大學圖書之印
舊幕府書籍

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

日原藩士渡邊登藏書記

文化九申年六月紅毛人ヨリ献上ノ横文字書
同八月六日和書横文字和訳ヲ添差出ス
控之写

モウル蕃ヨリ献上ノ横文字書和訳

紅毛人

荒尾紅馬写

魯西亜人モウル蕃ヨリ差出ス横文字書面和訳書

文化九申年六月仙馬ヨリ朝府ヘ御持参

勅書并上書

大日本帝王ヘ錦巻私前ノ事ノ
御ヘ清書ノ和ノ竜原伊勢ヨリ拙ヲ
ヲ以テ差出ス

普西亜帝王ヘ上書

モウル儒ヨリ上ル

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号　寄別14-18　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

一先達而清書仕不申候共無恙可申候
仍自然書等上書等差上
候儀 清書出来候 今日右
之事ニ付疑 出可申
候 只今 右書面
被仰聞候人ハ 右書面被
差出候而習候ニ而ハ無之候
被仰聞候 事ニ候
哉 私ニハ無之候
勝手ニ 哉 事ニ
候 哉 無之
候

一清書仕不申候共 申上候
有御座候 細ニ 候
事ニ 職掌 候
至候迄 事ニ
候

一私用ニ書ニ 候儀 何ニ
候 哉 事ニ 加筆
仕 清書ニ 未ニ
候 加筆 不
申候 御 被仰
御座候 事ニ 御
被仰聞候 事ニ 申候

仕候ニ付而ハ普而無法制ニ有之候
而ハ不叶候間仕候者ニ而も加入仕候ニ付而ハ
而も法制ニ不相ワルキハ抔申ス國ニ法制ハ可
無之候ニ付而ハ政躰ニ而も法制ハ可有之候
而も拔差ハ無之候ニ付而ハ法制中ニ
有之候ニ付而ハ法制中ニ
不申事ニ候ニ付而ハ
事ニ候ニ付而ハ
申文ワルワルスキハ不申ニ付而ハ利加亜細亜等ニ
ニ人相多ク暴虐ニ悪ニ者ニ有政躍ニ

一盗賊逃刕ニ候ニ付而ハ
被将ニ対シ候ニ付而ハ
苦ニ候ニ付而ハ
ニ候ニ付而ハ
ニ候ニ付而ハ
ニ候ニ付而ハ
可ニ候ニ付而ハ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

…條約ヲ締結シ又ハ…
…和普魯西亞地ヲ添着シ…
和蘭ヒ…
…ヒ…
…
…

松表ヨリハ右ヲ初メ別紙コンバニヤ持ノ船ニテ右コンバニヤ不屈ノ事人バラノフトヨリ書ノコンバニヤ取建ハ初年ヨリ此地ニ於テ数年ノ間ニカジヤツカヨリ崇普ノ村ニ有之ニテ其民取建ニ取掛リ要害ニ設ケ仕支ヨヤコタツヨリ又ヨリ村ニ民取建名ニ松ノ義ヲ守護為致ノ事ハイツカヨリ書ノ海ヲ村ニ取建ハ右ニカジヤツカヨリ書ノ地ニ一旦ヲ境界ヲ地ニ関係仕候ノ右ニ書ノ村ニ取建ノ書ヨリ書ノ人ヲ数年ノ間ニ於テ数年ノ間ニ大ニ要害ニ取建ハ右ニバラノフ年ヨリ

級不同ニ揃ヲ書ノ地ニ右ニ書ノ有バラノフ年ヨリ書ノ大神ヲ
ソウエチニヨリ書ノ人ニ官名ヲ備ヲ地ニ松前ニ於テ数年ノ間ニ
急用ニ入リ至急ボストン人一名イルトア
メリカ
ニ書ノ事ハ書没ハ不穏ニ書ノ右松ニ而要没
ハ書ノ列ヨリ不要ニ書ノ右ハラノフ限ニ制ヲ
ヲ廣大ニ地ヨリ中ニ條令ヲ並ニ仕ハ有ニ庭

ペテルブルグ〻右コンパニヤ港ものこと達事〻支那
宛も右ノーワアラハンゲリスコイと云銃砲ありて ボストン人
云銃ありも右銃〻弗〻交易
限也銀器ありと出品港也〻
有和国〻役人ボストン地ニて銃右〻好来也候ハ〻慶
国不役人ゆゆのこと少来右拉〻弗銃ありて船舎
右捕ありも不苦ハ国法〻而ハ丁甲舎ありて有右要
利加地も港宮〻役人〻人役名ボコウニキ姓名コーハ〻
りのヲホーツカ〻出ありて葛牟斯亜加〻事来ハ
彩船〻着も右〻事有子ワ船一同出航〻分ハ事〻

出発ハ

一右来文ハ和蘭〻報告ありと各〻葛牟斯亜加〻
地ハ〻和蘭通〻出産〻慶右〻
ハ洋〻地ハ〻漂着ハ和蘭
港を出航国ヨリバタビヤーハ
事海路幾ヶ里〻ハ〻慶港数国〻地ハ
引也〻和蘭保護ハりのと〻〻途中〻病死ハ
可仕ハ然地球ハ〻ハ〻
第〻有〻ハ〻右〻ハ不知ハ
中間〻慶華〻第ハ和蘭港ハ中ハ事〻ハ事ハ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号　寄別14-18
ガラス使用

一何國ヲ問ハス兩人ニ外土農ニ雖ト
モ亞墨利加ニ和國ヲ不論亞細亞
亞墨利加ヲ問ハス兩人ニ對シ交易往來
亞細亞ヲ不區別持渡ル事ハ兩亞ノ人又外航
海ニ長ケ右ニ依テ國ヲ不論コンパニヤニ長ケ右ニ依テ
持渡ル事ハ兩亞ノ人ニ對シ交易往來
右兩人ヲ奢ル當ル和國ヲ渡ル事ヲ
中ニ兼テ紙ヲ以右ポストン人ヲ
往ル委敷ハ兩亞ノ人ニ對シ亞墨利加コンパニヤ
右ニ依テ和國ノ事ニ關ハンゲリスコイヲ中ル荷
物積込ヲ主ニ又ハ世話ニ長ケ兩人ニ
故障ヲ以テ不渡ル事ヲ以テ又ハ世話ニ長ケ兩人ニ

交易致し来る布国ニ在留の
ヲ幕ニお雇の医ニ官物ニ運送
積入ヲホーツカニ至ル而テ才能有之
候ニ付テハ其ノ者ニジアナ私出張被申
付右ニ付テハ私ニ随行致シ度旨
ラリテースキムロテパルターメンタニ申出
外医療ニ従事ニ取掛リ候ニ付右役ニ
ロテパルターメンタヲ甲必丹ゴロウインニ

私ゴロウインと申ス者ガワシヒンニ在留之節ニ
右ニ付テハ私ガワシヒンと申ス者ニ
ラリテースキムロテパルターメンタと申ス者

測量ニ付書籍地図ヲ
軍書写シ海ノ節役名ケニヤラウマヨロ姓名ガマシヤと申ス者
書面ニ対シゴロウインニ
く普ク航海ニ人測量洋ニ
遣漏ナキヲ
航海ニ地球ヲ
掛ケ候ヘ共利ヲ
新板ノ地球ヲ海路指
書調可致旨
十月下旬

右ニ付テハ改正候節ニ
海路中許多ノ国ノ
ニ付テハ航海ニ
ヲホーツカ
ニ海路用脈ニ
ヲ得ニ
ニ付テハ航海
海路指
ニ
右ニ付テハ私ニ
文久二年十月下旬
第二号申報之月十月之

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』 請求記号 寄別14-18
ガラス使用

汲國航往ク事ヲ許ス而シテ航海免状ヲ與フ
往ク者ノ子ノ船名ヲ出帆往ク者ノ名ヲ
今ヨリ後ハ一ノ色ヲ以テ船ヲ造リ
露千八百廿年冬 波國ヨリ十二月二日ニ
二月ニ書ヲ以テ申ス ニ
成海上ニ往来スル汲人 役名モスコイミニースタラ姓名バウエツワレンウイ
チ。チーチヤゴフトモノヲ ジアナ船
年斯亜都加地ヲ以テ為替運送ヲ仕方ノ儀
一 壹ヲ八百七年 中邦文化
往ク者 土舟ヲ ニ
ト葛莫斯亜都加ヨリ送ル 亜墨利加ノ
船代往ヒ航海中警固ス 廣東湊ヨリ船子ノ船名
海次第 船ヨリ ペテルブルガヨリ
案紙名前ヲ ニ
月ヲ ジアナ船兄分ニ

一 千八百七年 七月ヨリ 文化七年
ニ ジアナ船カラシタツ出帆仕ホメラヤ
雲降亜 ヨリ
亜ニ航コペンガーケンヨリ 着船
船ニ 参ノ ニ
ノ者 魯西亜ニ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

必丹ゴロウイン未着ノ内ハ支那ノ船右ハ通事ノ屋入津
例ノ如ク清舎等湊業ニ而ハ和出来リ又戦ハ清兵利
亜ト和ト兄弟ノ内ハ右業ニ而ハ和ト兄弟ノ者ノ内ヨリ清兵利亜
和ヲ滅ス此城ヲ取圍ミ内ヨリ太泥亜候ヲ取詰
ル清兵利亜ヨリ可差寄旨清兵利亜ヨリ太泥
亜端役人ヨリ和ニ合戦ヲ為ス清兵利亜ト軍和
ス内ヨリ晩ヨリ鉄炮ヲ以合有之ル新城中ヨリ大筒ヲ
昼夜ニアナ打ル側ヲ取巻ル清兵利亜ヨリ和ニ
歩掛ノ事務ヲ給ス清兵利亜ト和焼失シ及ヒ
右焼残ル船又ニアナ打ル側ヲ流ヲ取ル内ハ其

[illegible]ノ国ヨリ役人（役名コモンドル 姓名ドヨケン）差出地徳安ヶ
バイナヨリ内ノ者ニ数両仕ル者右ハ人中ヨリ出ス只今兄弟
通合戦中ニ付当分不帰国ヨリ千ノル古泥
亜ヨリ合戦可申候ニ付早速出帆仕ニ
ガーケン差清兵利亜和ト後ニ仕沖出シ
帰国仕ル筈ノ処ニ付和ヨリ右ヨリ
ノルヨリ出帆仕ル内所ニ而着ニ上食物ヲ
清兵利亜ヨリ出帆仕清兵利亜ハ海上ヲ
出合内地ニ而ハ出帆仕清兵利亜和
ウニ付不掛所ニ清兵利亜ニ候ニ
ヨリ出帆ノ節又ニ清兵利亜ニ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

和ス安舎ヒ云ヒ者ヲ甲必丹ゴロウイン右太泥亜ニテ右
言ハ同船ニ在ル者ヨリ伝ヘ聞ク所ノ趣ニシテタツ虫船ヨリ四十日程ヲ
右清国利亜ヘ漸ク着船仕ル地方ニテ風変リ
ノ儀ハ清国利亜人ニテモ無之ヨシ申ス
由ニ候処漸ク着船仕リ候ニ付上陸ヲ願ヒ候ニ
シノヤ船号ニ甲必丹姓名ホウリンヲ招キ
ゴロウイン清国利亜ニ王都ロントンニ
品賞調ノ為本国ヘ帰ル者ニ付
ニモパラシリヤニモ会戦更ニ
商人ニテ漢実清ニ帰国ノ為
ベウスニテ着ク安舎右清国利亜普西亜ニ会戦ヲ
ナル船海ニ筋モ亡ヒ安ク
処右ニ着海上ニ不案内ニ
ニテ有之ニ付及ヒ漢
役人ニ役名ボコウニヤ姓名ケレイカ
人ヨリ出ル地方巡境船ニ
ル途中難破有之ニ付
利亜役人役名セキリタリア姓名カニンカ
清ニ

一

下ノ丸

本文ニ出ル度ノ地方巡境ノ船ニ有之アンケリヤ国政府ノ

書ヲ以テ之ヲ紀ス（以別冊報書及訳注ヲ添ス）

和文ロンドンニ墨西亜人ヲ法指ノ事ニ関シ照会ノ件

墨西亜人ニシテ何ノ罪ヲ犯シ又ハ如何ナル理由ヲ以テ英国ニ逮捕セラレ又ハ英国ヨリ墨西亜ニ送還セラルルノ事実ヲ示ス電報已ニ届キ居ルヤ

一　カピタン・ゴロウイン・ロンドンニ在ル墨西亜公使館ノ書記官ト称シ来訪シ和文ロンドン在留ノ墨西亜人ニシテ英国ヨリ墨西亜ニ送還セラルルノ事実ヲ示ス電報已ニ届キ居ルヤヲ照会シ且ツ右ニ関シ英国政府ニ対シ法指ノ事ニ関シ照会ノ件

リコルド　清亀利亜ニヒリソウムアゲントトシテ在ル墨西亜公使館ノ書記官ト称シ来訪シ和文ロンドン在留ノ墨西亜人ニシテ英国ヨリ墨西亜ニ送還セラルルノ事実ヲ示ス電報已ニ届キ居ルヤヲ照会シ且ツ右ニ関シ英国政府ニ対シ法指ノ事ニ関シ照会ノ件

清亀利亜ニヒリソウムアゲントトシテ在ル墨西亜公使館ノ書記官ト称シ来訪シ和文ロンドン在留ノ墨西亜人ニシテ英国ヨリ墨西亜ニ送還セラルルノ事実ヲ示ス電報已ニ届キ居ルヤヲ照会シ且ツ右ニ関シ英国政府ニ対シ法指ノ事ニ関シ照会ノ件

ウセンステルヲ以テ書状文ヲ以テ私宛ヲ以テ右書
役ヲ以テクルウセンステルヲ以テ親友ヲ以テ文ヲ仕
ハシ…ヲ以テ右ブロウノムヲ以テ右書面持参仕候ニ
而シイリコルドヲ以テ為ニ…ニ有之右ブロウノムヲ以テ
私ニ書面ヲ以テ御依頼ヲ以テ右ブロウノムヲ以テ書面ヲ以テ
通ヲ以テ為ニ…ニ有之右ブロウノムヲ以テ
ヲ以テ…ヲ以テ為ニ…ニ有之右ブロウノムヲ以テ
前ニ記ス者右連名ヲ以テ私宛ヲ以テ…ヲ以テ普魯西ヨリ
私ヲ以テ相成ヲ以テ…ヲ以テ…ヲ以テ…ヲ以テ
一甲必丹ゴロウイン右添状ヲ以テ…ヲ以テ…ヲ以テ

ヲ以テ…ヲ以テ…ヲ以テ…ヲ以テ…ヲ以テ…ヲ以テ
ヲ以テ…ヲ以テ…ヲ以テ…ヲ以テ…ヲ以テ…ヲ以テ
…

私中病人ヲ多ク出来仕リ私中海水多ク出
有之降リ出ル雨幷利加ヨリ毒気ヲ含ミ
上テリスラニダリンカヲ中心トシ病ヲ発
更ニ毒気ヲ含ミ漲レモンスクヲ中心
亜ヨリ甲必丹(役名コーレベツヲ云レイチヤ
ヲ云)ヲ越ル有甲必丹ゴロウインヲ中心
為風ヨリ打ち込ミ船ヲ破損ス而病人ヲ保養
ヨリ被打ち而病人ヲ保養ス私中陸
右コーレベツ亜ヨリ本私ニ来ル内男女
右連ヲ越ル中実ヲ以テ為利亜魯西亜合戦

メメンタ中分ハ書ヲ送ル届先ニ一ケ
ヤナンドヲ由海ハ清色利亜添書ヲ
為見ハ役人余ハ書面ヲ書
面ヲ不合ハ有右ロレ和役人
色利亜布国ヲ由帆ヲ
ヲ待ヲ九ケ月ヲ立ハ布国ヨリ
東京ヘ清色利亜ヘ土産ムーデヲ
ル者ジアナ私ヲ
ル誠ニ国法ハ

和文ヲ先ニ和蘭ヲ和蘭布国掛
合察ヲ待ヲ

布国ヲ清色利亜ヘ地ヲ
和蘭ヲ掛合ヲ

一ヲ清色利亜布国ヨリ私ヘ
ツミラウ等パルテ掛ヲ
ヲ到着仕九ケ月ヲ
待ヲ何ヘ沙汰モ
無ヲ甲必丹ゴロウイン
無ヲ清色利亜ヲ
清ヲハ序世界人ヲ
清色利亜布国ヨリ
ヲ書ヲ右ジアナ私ヲ

布国ヲ由帆ヲ
ヲ待ヲ九ケ月ヲ立ハ布国ヨリ
東京ヘ清色利亜ヘ土産ムーデヲ
ル者ジアナ私ヲ
ル誠ニ国法ハ

和文ヲ先ニ和蘭ヲ和蘭布国掛
合察ヲ待ヲ

布国ヲ清色利亜ヘ地ヲ
和蘭ヲ掛合ヲ

一ヲ清色利亜布国ヨリ私ヘ
ツミラウ等パルテ掛ヲ
ヲ到着仕九ケ月ヲ
待ヲ何ヘ沙汰モ
無ヲ甲必丹ゴロウイン
無ヲ清色利亜ヲ
清ヲハ序世界人ヲ
清色利亜布国ヨリ
ヲ書ヲ右ジアナ私ヲ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

本國一亞漢等ヲ至ルマテ事ニ從ヒ清兒利亞及ヒ
其近傍ニ集ル者ヲ攻撃スヘキ權威ヲ與ヘ且ツ
其事ヲ決スルマテ進ム出帆ニ於テハ此法ヲ變スルヲ許サス
但右商人ノ内ニ有甲必丹ヲ置ク處ニ於テハ右清兒利亞
西亞ニ結ヒ約條ヲ爲ス事ニ有ル者ハ其事ヲ
司ル此ニ還ル者ハ地ニ於テ放捨
及ヒ其ノ已ニ約ヲ爲シ約ヲ破ル
土地ニ在ル者ニ對シ多クノ金
多クノ貨ヲ出ス者ハ其ノ貨ヲ
著ル者ハ其ノ貨ヲ捨ル事ニ有ル者ハ其ノ
濱ニテ不審ニ屆ニ聞ル事ニ付候ヲ新濱ヲ當
ル事ニ候

一四月ヨリ十月マテ新ニレモンスク濱ヲ
ストロウエ濱ニ淨泊ヲ地ヲ右ノ濱ヲ生ル十月ヨリ四月マテ
風候ヲ事ニ候

四年ノ

右ノ諸帝國濱中新ニ起ル和濱ニ於テ又ヲ紙書
新ニ出ス事ハ仕ル右ニアナ路ヲ周ク航シ清兒利亞ニ至
ムテ義ヲ右書私ニ組ス諸ノ出私仕ル諸帝通ス事
可ニ氷影ヲ探ル可キ私ニ會ニ買入ス度
仕ル書 清兒利亞ニ役人官名アワミラウ姓名バルチ

抱ヶ兄更ニ甲必丹トムキンソスヲ甲
ロウインヶ差遣シ通弁ヲ以テ
ヲ乞可申候申分ニ付テハ右甲必丹
候ハヽ者速ニ右書面
差出可申候

一右書面差出ス通弁ヲ以テ
ニ申ス

御ヲ震ヒ後悔ヲ懐キ恭順
臓少仕新規ヶ念ヲ
来候ハヽ願ニ
ヲ以テ書面ヲ
イン通弁可申ヲ
和ヲ乞ヒ和ヲ
多ヶ志ヲ持ヲ
残置ヲ八百九拾六年六月中旬ニ
申ス事海上ニ
安全ニ航海仕
九月下旬ニ
ヲ乞ヒ

和文ヲナヲ東西
六七ヲ
ヲ乞ヒ
ヲ乞ヒ

一右ジアナ私義當冬ニ至リ帥世布ヨリ清名利亜軍私ヲ攻撃ニ參リ候ヲ葛莫斯亜邦加地ヨリ亜墨利加地ヲ回晋西亜ノ南ニ在ル村名ヲ鉄勒ト称ス此勒住ハ寒冬ニ向ヒ帰国仕リ候ニ付私ハ後甲必丹ゴロウインノ帆船ニ乗組葛莫斯亜邦加着私儀ハバラジリヤ山来義當冬ニ於テ右清名利亜軍私ヲ攻撃ニ參リ候ヲ委細ニ承知帰国海上役人ニ義當冬私儀ニ於テ

出ル事又ハ右捕ヘテルブルガロ送ル事ハ
刑罪ヲ申分ノ紙ノ如ク同人親
族ノ命ニ依リ赦免ヲ願ヒ出ル事ハ
全戦ニ於テ屢何事モ申出ル
ニ付キ赦免ヲ願ヒ出ル事ハ
ニ申分ノ如ク右シベリヤコフ並モウチヤラ両人例ニ
依リ同人ヨリ来ル遠ニ申ノ
段ノ External 皆ホーレトフ一件ニ付キ
ヨリ後遠ニ私ヨリ屢ヨリレサノフ並ニ両国交人ヲ
以テ書ニ等ニ申分ノ如ク ホーレトフヨリ右コン
バニヤニ於テ両国ニ於テ
ヲ直ニ取扱ノ事ヲ
ホーレトフヨリ右ノ
ヲ直ニ取扱ノ事ヲ
ヲ以テ書ニ等ニ申分ノ如ク ホーレトフヨリ右コン
バニヤニ於テ両国ニ於テ
ヲ直ニ取扱ノ事ヲ
相勤ニ付キ屢本紙甲必用ノウセンステル及ヒ右ノ
ホーレトウヲ主トシテ屢ヨレサノフ並ニ両国交人ヲ
以テ書ニ等ニ申分ノ如ク ホーレトフヨリ右コン
バニヤニ於テ両国ニ於テ
ヲ直ニ取扱ノ事ヲ
ヲ

[illegible]ニ到リ エレサノフ大ニ如何ノ事ヲ為ス
[illegible]ヲホーツカヨリ出ヅルヤ又ハ
[illegible]ヲ通ジ口達ヲ以テ
[illegible]ヲ可ナリトスルヤ等ヲ談シ中ニ
トフ公ヨリ取扱ヒノ為ニ
[illegible]ヲプレチヤ（許行）ニコヴラ（於圖）ニフヴラト（不惜）ニフラゴロ（子ザレー）ニカプシナ（俄羅斯花）
[illegible]ヲ中ニ

右ノ曾西ニ洛陽ヨリ羊ヲ
トアルヲ園ニ園ト訓ジ羊ニ俄羅斯花ト
[illegible]ヲ紐育ヲ贈ヲ

張ニ出ヲ由ホーレトフ開編ヲ
[illegible]ヲ今更右ノ
[illegible]ヲ

支ホーレトフ始メ初明仕葛莫斯
ニ渡ラント中ニ役人ヲ如何
役名ゲ子ラウマヨロ 姓名コセレフ初メホーレトフニ事実ヲ悟ラ
[illegible]ヲ右ホーレトフ朋友ノ右ノ事ヲ
[illegible]ヲホーレトフニ
[illegible]ヲ右ゲ子ラウマヨロ姓名コ
[illegible]ヲ右ヲ捕ヘ
セレフ並ベトロバウスコイ役人（役名マヨロ姓名モナコフ）ロブスコイ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号　寄別14-18
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18

ガラス使用

本文ヲレサノフ表果ハ露ヲ以テ印刷ヲ施シ別冊ヲ以テ仕呈上ヲ

本文ヲレサノフ表果ハ露ヲ以テ印刷ヲ施シ別冊ヲ以テ仕呈上ヲ

ヲモクルリツケ高橋氏同私ヲ通シ
クルリツケニヲノ一句右私ニ
ヨテ萄莫斯亜都加ニヲノ
仕ヲヲニ申ス
不仕合ニヲレサノフ

ヲイヲレサノフ事長崎ヲ
脱走不仕合ニヲレサノフヲ
ハ不仕合ニヲレサノフヲ
ヲ承知仕候ヲ

ヲ国逢中ヨリ書籍本国
何事ヲ新聞ヲ私ニ

ヲ国政人ヲ知罪ヲ状ヲ
ヲ達ハヲニ降ヲ

和事ニ露国仕ヲ御ニカラスノヤルスカヲ申ヲ
果ハ同人親類ガワワチヨフヲ申ヲノ家財
悉皆成ヲノニヲレサノフ
ヤナンド役ヲ和ヲ右ナデンタ
ヲ届ヲ和入ヲサンテレナヲ申ヲ
ヲ事ヲ書ヲ御ニ
ヲ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

[illegible]

従[illegible]者[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ

右英誠ノ報中ニ曰ク、ワケ猪禹側量ニ
為ス甲有ニ私右報ノ事ニ付テ
商ムヲシアナ私中ニ者ヲ久ク逗滞シ航海ノ間ニ
色ヲ変ルヲ看取ス右私海ニ側量ヲ為スヲ
好マヌヲ以テ右報ノ有ル総テ押留シ私中ニ
者ヲ為ス知ル所ノ為ヲ私中甲必丹イリ
コルド英私ニ示スヲ取知ル右ゴロウインヲ
私中ニ出ルヲ以テヲ何ヲ
商ムノ者甲上ル

一千八百十年春シアナ私ノーワアラハンケリスコイヲ英誠

滞泊中小亜墨利加ニ航ポストンニ航ス彼ノ
航ノ処猶ホ利亜軍ニ航広東
利加ヨリ英誠ノ海上ニテサンナウイチヲ商ヒ
居人数多迎ヒ又ヲ病人等ヲ
英領ヨリ地ヲ航右軍ニ航ス又ヲ人数ヲ採ル事
航ヲ亜墨利加ヨリ葡萄牙新亜航ス
地ニ航ノ此年九月シアナ航ス
場ノ

幸文サンデウイチヲ商ヒ英和洋元二ヲ
和ニ如ク温湿ノ地ニ多ク人ヲ

露西亞還巴ヶ事但往ハ使ニ四年ヲ
ヒ來者多右島總皮ニ首長ヲ有
往ハ使還巴ニ清紅地島ニ
島ニ留ル者ヲ人數ヲ
島ニ留ル者ハ此ヲ

一同年基コンパニヤニ子ワ紅毛曇利加ヶ亞
中レイチヤナント萬人ニ新ヲ地名日
カラシヒタツニ會社ヲ新嶺入出帆ハラジリヤヒサン
サウワドル。ノーハゴランテ新和蘭陀ホルトジヤキリン國所屬名採ル處
ヲ多八百七年度ノーワアラハンキリスコイ亞絨國

本總官ニ者バラノフヒ本國ニ歸ル物ヲ渡ス地ヲ絨
年ヲ多八百八年廣東交易ヲ清ニ
ル處ヲホーツカヶ本也ヲ清ヒ利亞ヲ
來ル者廣東ヒ亞絨ヲ者此ノ
絨地ヲニ者物ヲ渡ス地ヲ
千八百九年ニ者右交易ヲ清
ヒ移絨地處ニ多ヲ
絨又葛莫斯亞部加ニ
ニ風俗不定毒ヲ者カジヤカ
ニ絨蝦年仕千八百十年春葛莫斯亞部加ニ亞

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

就中ニ右ノ子ハ私ニ千八百七年初メノーハアラハンゲリスコイヒ
ヲ私ノ為ニ薬ヲ取ニ行テ呉ト申ニ付テ行テ取テ呉タルナコイヒヲ中ニ右ノ者ニ分ケ呉ト申ニ付テ分ケ呉タルモ右子ハ私ニ
就テハ私ニ出会ノ度ニ種々ニ世話ヲシ呉ル人ニテ先年小亜墨利
加ノ同人ヨリ申ニキタル王噸四年ヲ経テ実ニ私ニ為ニ尽力ヲ
呉タル者ニ付私ヨリモ同人ヲ先年小亜墨利加ポストン
ニ於テ毎ニ同人ヲ尋ネ呉ト申ニ付テ尋ネ得タル末ニ
入魯西亜ニ於テ私ニ就トロポギリチコイヒ等ヲ一向ニ売
ラヌ由ニ付テ交易ニ差ヨゲインヲ遣シ呉ト申ニ付テ差ヨゲイン
ヲ遣シ候処ニ

上バラノフ並トロポギリチコイヒヲ偽リ申ニ付差ヨゲイン
ヲ遣シ交易ニ遣シ候ヘ共バラノフヲ売ラヌ由ニ付テ差ヨゲイン
承知不仕ニ付テ王レザノフ侯爵ヲ尋ネ候ヘ共不在ニ付テ
其儘ニ差ヨゲイン交易ニ不取掛ニ付テ及取ニ右ノ差ヨゲイン
ヲ以テ種々ニ談判ヲ為シ候ヘ共バラノフヲ売ラヌ由ニ付テ
尋ネ候ヘ共不在ニ付テ北亜墨利加ノ地ニ赴キ候ヨシ
ニ付テ長崎ニ私ヨリ為ニ海軍ヲ遣シ呉ト申ニ付テ
其通ノ事ヲ私ヨリ差ヨゲインヲ以テ申遣シ候ヘ共バラノフ
ヲ売ラヌ由ニ付テ差ヨゲイン申ニハ私ヨリ為ニ薬ヲ取ニ
来ル人ヲ売ラヌト申ス事ハ無之ト申ニ付テ差ヨゲイン
ヲ以テ種々ニ談判ヲ為シ候ヘ共

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

別右トロホキル
リコイニ以テ
蒲國四役人ニ書翰ヲ
仕ル紅毛ノ事ヲ
右ヲゲイン言實ニ
利加新ニ
交易仕又
由来ヨゲイン
ノ初テ又ハヨゲインニ
事承知仕
ヨゲイン
右破紅仕
高貴ニ
ニ
紅毛渡来
上テ
上陸仕
ヨゲインヲ
ヨリ
ヨリ
ヨリ

旬年ヲ月ヘテルブルカヨリ出状ヲ以テコイ氏ヘ命令シ
前ニモ申ス通ヨホーツカ役人ボウコウニキ 姓名ミニテキイヲ
以テ書状ヲ以テ来ル三月ヘテルブルカヨリホーツカヘ
何ヲモヘテルブルガヨリ松平弥三郎ヘ千八百十年
和番取扱役人ヘ命書ヲ甲必丹西ヨリ利加ヘ五銃
ヲ以テ届ケ来ル役人ヘ命書中ニ海上役人 九名
デツラウエルセヒーハ者ヘ甲必丹ヨリ名甲必丹海上
役人ヘ右ヲゲイン弟私
ヘ何ヲモ以テ書ヲ松平弥三郎ヘ出ス事ヲトロポ
キリテコイ氏ハ右千ワ町和番ノ一ワアラハンゲリスコイハ五
銃ヲ以テ出ザンデウイチ氏ハ五銃ヲ以テ
ヘテルブルカヨリ出状ヲ以テ命令ヲ

一冬来ル頃本邦
貢ル山千ヤタル（地名カ）
ノ徳称ニ
ル
ノ人ヲ
ノ
ノ
ノ

[illegible]理[illegible]ハ[illegible]ヲ死人ヲ足[illegible]別ヲ訴[illegible]
道ヲ海器ニ[illegible]山新[illegible]器[illegible]
國ニ楚ヲ捨[illegible]右海器[illegible]洞穴[illegible]
ニ[illegible]萬國人二人死生[illegible]足清
[illegible]ニ技[illegible]ヲ連[illegible]海
痛[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]ヲ投[illegible]
[illegible]ハ新[illegible]右[illegible]ヲ[illegible]ノ[illegible]足清[illegible]岡[illegible]大和
尚名前二キ[illegible]ヲ[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]舎

物[illegible]皆和尚ヲ同拉ニ法[illegible]ハ皆ニ
[illegible]ノ[illegible]人ヲ人二人目ヲ[illegible]ノ[illegible]ハ[illegible]人ヲ
[illegible]ニ[illegible]ノ皆ニ[illegible]ヲ新[illegible]ヲ
[illegible]ヲ右ニ[illegible]ヲ[illegible]ヲ破[illegible]ヲ[illegible]ハ
ニ[illegible]右ニ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ
自國ニ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ
[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ

一新[illegible]右金[illegible]清[illegible]ベトロハウスコイ[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

上陸仕ル者ハ殺ス、ボカザニヤ 番兵ヲ置テ 右同人ヲ始メ 頑製ノ 蛮羅美 来ル ヲ初メ 松尺掛ル者 往来ノ 阪ヲ等ル 往来ニ 免ス 来ル ヲ 破船ス ル 地船ヲ 取ル 場ノ 船中ノ者 悉ク 船ヲ 何ヲ 又高紅人 数ヲ 殺ス 義ヲ 悉ク 悪海没仕 船ヲ 何ヲ ト船ヲ 取ル 場ヲ 変ヲ 和 蛮ノ 船ヲ 右蛮羅美 来ル 船ノ者ヨルタコフ ヲ 清ル 死利亜 船ヲ 可ヲ ヲ 甲必丹ゴロウイン ヲ ヲ 支ヲ ラシヨウ 島ヲ 周リヤコーシケン 上陸仕 ル 者ヲ

往来ヲ 中ノ 人ノ 船ヲ 右ウセシリ 実ニ 中ノ人ノ 船ヲ 書ヲ 也 此 島ニ 往来ヲ 多人数 シモシリ 島ヲ 由中ノ 支ヲ 舟ヲ 船ヲ シモシリ ヲ 着ル 者ヲ 可ヲ ノ 者ヲ 露領ヲ 着ル 者ヲ 往ノ 者ヲ 着ル 仕ノ 者ヲ 着ル 船ヲ 右深切ノ 者ヲ 着ヲ 島ヲ 見候 且 往ヲ 流ヲ イ 島ヲ 也 露中ヲ 海岸ヲ 島ヲ 見ル 着ル 者ヲ 水味仕ノ 者ヲ ウルツフヲ 渡ヲ リ 湊ヲ ヲ ハレフニコフ ヲ 湊口ヲ 浅クシテ 船入湊 難仕ル 支ヲ ヤコーシケン 移船ヲ 取ル 者ヲ 悉ク 船ヲ 捕ル 者ヲ 悉ク 殺ス 者ヲ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

ヤウナレトモ
ヤウナレトモ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号　寄別14-18　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

國ニ常ニ有ル所ニ非ス暴威ニ者ニ称ス
梢大概理ニ於テ未遑仕ル事ニ
一仕事ニ不差仕候人ヲ厚ク恩沢被仰
遣ニ候而ハ却テ仕ル事ニ
難差出ニ候ニ付テハ其
難ニ遣ル上ニテ頓而又ハ
貴国ニ忘ル事ニ候
難捨ニ存ル事ニ候
労苦年来ニ蓄ル所ノ
右ハ同律ニ者ニ
地方ニ住ル事ニ
決テ同心ニ
私領ニ住ル事ニ
右ハ同様ニ
夷狄ニ
一欧羅巴地方ニ実ニ
事ニ
ヲチヲナ

私領ニ重ル者ニ
私領ニ壮年ニ有ル
右ハ同律ニ者ニ
無ク安全ニ
一国一法ニ
法ニ
貴国ニ
軍務ギニヤセ
(寛政文化三年)
貴国ニ
死仕ル
排斥

幸文会戦ヲ奨児鴨緑西ニ北ヲ事ニ至ル中陣ヲ
ヤハリ此時ニ当ヲ為コトゾフ（ヒヤウ）ヒヤウ事ヲ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　ガラス使用

就テハ可成ハ葡萄牙斯西班加地方ニ
英蘭ヨリ船舶一ケ年ニ拾万枚位ヲ購フ家ニ
若シ許多ノ数ヲ葡萄牙斯西班加ニ
西班牙中ニモ葡萄牙地ヲ併セ
加国種ノ地ニハ和国ノ
葡萄牙斯西班加地方ニ一両ニ付壱弗ニ
ヨリ弐弗ニ在ル
西亜クルリッケ諸島ニ蝦夷
ヨリ葡萄牙国人ヲ雇
葡亜ニテ何ニ在ル

孛生ノ事ニハ乃チ右ノ
引出ノ如ク好ミ葡萄牙
普西亜地方ヨリ今更何ニ不得止
ニ亜ニ在ル

孛文奥石ヲ中ノ義蝦夷地總テ寒地ニ
一箇ニ石ノ国柄ニハ孛ノ有ル奥ニ石ヲ中ニテ赤
第十ノ孛ハ下ノ孛ヲ始ニ赤國ヲ
ニ亜ニ在ル

一 亜米利加国中ニ有ル処ノ無弐ノ大湾ニ
シテ数百ノ船舶ヲ繋ク可キ南湾使節ニ着
有リ且使節ヲ接スル土辛ヲ
国ニ在ル早速此ノ如キ報ヲ
唐山人已ニ高楼ヲ設ケ報
使節ガラハロガロフキンヲ
備役人ヲ差遣シ唐山人ニ
加摩ヲ思ヒ場所ヲ唐山ニ
来ル雑事ニ
仕自ラ御家法ニ

幸文ノ如キ報ヲ
遠キ地ヲ
一 和文唐山人已ニ高楼ヲ設ケ中ニ唐山人ニ
出使ニ地和ヲ以テ国ヲ
ニ在ル右ノイルカーツカ
西亜人ヲ利ヲ
ノ如ク
帝ヨリ使ニ
命ヲアレキサンドル
ヲ唐山ニ
ノ如ク和文ニ
ノ如ク

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

一支那兵西北國ヨリ新疆大ニ部隊等ヲ募リ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

前条を準用する。

（通常国会の召集）

第五十二条　常会は、毎年一回これを召集する。

（臨時国会の召集）

第五十三条　内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

（衆議院の解散と総選挙）

第五十四条　衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

②　衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③　前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

（議員の資格の争訟）

第五十五条　両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

（定足数、表決）

第五十六条　両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

②　両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の公開と秘密）

第五十七条　両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

②　両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③　出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

（議員の不逮捕特権）

第五十八条　両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されない。

②　両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

（議員の歳費）

第五十九条　両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

（法律案の議決、衆議院の優越）

第六十条　予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

②　予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

（条約の承認）

第六十一条　条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

（国政調査権）

第六十二条　両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

（国務大臣の出席の義務）

第六十三条　内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

（弾劾裁判所）

第六十四条　国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

②　弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第六章　内閣

（行政権と内閣）

第六十五条　行政権は、内閣に属する。

（内閣の組織、国会に対する責任）

第六十六条　内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

②　内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

③　内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

（内閣総理大臣の指名、衆議院の優越）

第六十七条　内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

②　衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

（国務大臣の任命及び罷免）

第六十八条　内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。

②　内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

（内閣不信任と解散又は総辞職）

第六十九条　内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

（内閣総理大臣の職務）

第七十条　内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

（総辞職後の内閣）

第七十一条　前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

（内閣の職務）

第七十二条　内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一　法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二　外交関係を処理すること。

三　条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四　法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五　予算を作成して国会に提出すること。

六　この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

（法律及び政令への署名、連署）

第七十三条　すべて法律及び政令には、主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

（国務大臣の訴追）

第七十四条　国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第七章　財政

（財政処理の基本原則）

第七十五条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第七十六条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第七十七条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第七十八条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第七十九条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第八十条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第八十一条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第八十二条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第八十三条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第八十四条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第八十五条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第八十六条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第八十七条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第八十八条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第八十九条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第九十条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第九十一条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第九十二条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第九十三条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第九十四条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第九十五条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第九十六条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第九十七条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第九十八条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第九十九条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百一条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百二条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百三条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百四条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百五条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百六条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百七条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百八条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百九条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百十条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百十一条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百十二条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百十三条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百十四条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百十五条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百十六条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百十七条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百十八条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百十九条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百二十条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百二十一条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百二十二条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百二十三条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百二十四条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百二十五条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百二十六条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百二十七条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百二十八条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百二十九条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百三十条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百三十一条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百三十二条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百三十三条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百三十四条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百三十五条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百三十六条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百三十七条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百三十八条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百三十九条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百四十条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百四十一条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百四十二条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百四十三条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百四十四条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百四十五条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百四十六条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百四十七条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百四十八条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百四十九条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百五十条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百五十一条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百五十二条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百五十三条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百五十四条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百五十五条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百五十六条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百五十七条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百五十八条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百五十九条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百六十条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百六十一条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百六十二条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百六十三条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百六十四条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百六十五条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百六十六条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百六十七条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百六十八条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百六十九条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百七十条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百七十一条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百七十二条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百七十三条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百七十四条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百七十五条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百七十六条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百七十七条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百七十八条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百七十九条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百八十条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百八十一条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百八十二条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百八十三条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百八十四条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百八十五条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百八十六条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百八十七条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百八十八条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百八十九条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百九十条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百九十一条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百九十二条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百九十三条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百九十四条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百九十五条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第百九十六条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第百九十七条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第百九十八条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第百九十九条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第二百条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第二百一条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第二百二条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第二百三条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第二百四条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第二百五条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第二百六条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第二百七条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第二百八条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第二百九条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第二百十条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第二百十一条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第二百十二条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第二百十三条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第二百十四条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第二百十五条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第二百十六条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第二百十七条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第二百十八条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第二百十九条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第二百二十条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第二百二十一条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第二百二十二条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第二百二十三条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第二百二十四条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第二百二十五条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第二百二十六条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第二百二十七条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第二百二十八条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第二百二十九条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第二百三十条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第二百三十一条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第二百三十二条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第二百三十三条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第二百三十四条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第二百三十五条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第二百三十六条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（予算の作成及び議決）

第二百三十七条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

（予備費）

第二百三十八条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

②　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

（皇室財産、皇室費用）

第二百三十九条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

（公の財産の用途制限）

第二百

討ヲ免ル所右ニ述ル趙児鴉泥亜高共里亜義帝
奔亜等ノ地ニ於テ排帝寨勢ヲ追撃シ千七百九
十九年ペテルブルガ府ニ至リテ始メテ
ハニベルヲ高ト排帝寨討ヲ
退退ケル有右高ニ於テ名希デルシトヤ帝国ニ
来朝世高防衛ニ当シ為ニ松ヤ
至ルヤ

和文ケレチ卫スキハヲ露訳ニ和ニ軍務ヲ名希ウシヤ
コフヤヤ名ニ四年ヲ高ヲ
露訳ニ文代仕レニヤウインヲヤ
露訳ニ由ヤ

ヲ高和蘭陀人フリンチヤ（ヨハン）ヲ名希ヨラフンスカコト
ヤ高ヲ猪瓦利亜人鴉ニ新ニ従ヒ千七百八千年高西
亜ニ軍士猪瓦利亜ニ士卒ヲ和ヲ討ヲ
陀ヲ破ル地名ケウデルニヤヲ和ヲ討ヲ
ヲ討ヲヤ新ヲ高西亜猪瓦利亜人
高ヲ事ヲ世界高西亜猪瓦利亜ヲ地理ヲ
高ヲ事ヲ有ゲルマン高亜ヲ
掃ヤ支方地名アリキマルヲヤ討ヲヤ退ク
排帝寨ニ和蘭陀国ニ高ヲ仕国人
右フリンチヤ卫ヲ亜国人鴉ヤ和蘭陀ヲ
仰奉ヲ和ニ志ヤヲ歩ヲ

リンチエ王ヨリ官名ヨルカスカゴ清名ヲ賜ハリ
多々ニ人数ヲ割シ貨ヲ贈リ
歩兵砲中ヨリ清名利亜ヲ国王
布文会戦ニ新モウル十六番ヲ
中ヨリ布ニ至リ布中ニ来
布ヨリ仏ニ至リ仏ヨリ清名利亜ヲ
新清名利亜人マルツ 班牙地中海中ニアル
程ヲ絶ツ布ニ背キ帰帰ス人
亜ニ至リ清名利亜ヲ
キブタ地ヨリ退帰ス海上ニテ
清名利亜ヲ賜ハリ大ニ喜
ヒ古希ニ到リ海ヨリ
国ニ転ス新ニ
布文海上ニ四隻ヲ以テ
国ニ転ス
新法ヲ以テ
転ス
一千七百九十年右マルツ版ヲデリタニ著ベテルブルガニ在
城古希ヲ清名利亜ニ
外務遷巴ニ
右ニ
清名利亜ヲ
清名利亜ヲ
清名利亜ヲ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

太泥亜ニ人数多ク…
人数悉ク死亡ニ…
…ノ為ニ清兎利亜全ク敗軍ニ…
リンチユ万国ニ人数ヲ…
…ニ清兎利亜ト和蘭ト…
…ヲ以テ…
…及ビ…
…

…亜国王ヨリ和蘭人ヲ…ニ清兎利亜ヘ…
…安積ヲ成ス人ヲ…ノ…
…清兎利亜ハ…太泥亜並シウ卫ヒ卫ニ…和蘭仕普西亜

…ノ水合物等ヲ清…物…仕ハ…国王ニ…
一…（マルツ）ヒ…ハ兎ニ多人数ヲ…
マルト…ヲ清兎利亜ヲ…ニ…
ニ一統和睦…ノ…仕ノ…
等ノ…ハ…ニ…帝…和睦ヲ…
…悪アレキサントルニ…ヲ賞揚仕ハ…
ニ…ヲ…ニ…ニ…
ニ人ヲ…ヲ…合戦…
ニ書面ヲ…ノ…仕…
カノウ卫ル…ハ…ヲ…仕

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18　　ガラス使用

和睦ヲ遂ケ其リムスカゴ等ヲ喚ヒ往ヲ和ラゲ等アフシテ
リスカゴ撫児鴉泥亜ニ及ヒ又ヲ撫児鴉泥亜ニ通ヒ和睦
ヲ名

和文リムスカゴ等ハ撫児鴉泥亜ニ通ヒ和睦
ヲ遂ケリムスカゴ同盟ヲ喚ケルマニヤ独逸国ニ帝ヲ称ヒ
其中ハ独逸

且国中レイレスカコ同盟ヲ喚ヒ大名称ヒ諸ヲ其ヲ
分割仕掛帝ヲ退ヒ勝利ヲ多ハ有地ヲ掠取ハ独逸
既ニ宇漏細亜ヲ利亜爾西亜ニ及ヒ
ヲ亦ヲ八百六年裏右ナポレヨン中ハ宇漏仙ヲ待

五国ノ事ヲ正月ヲモスコハ爾西亜ノ都ヲ英朝ニ
ハ爾西亜ヲ右有爾西亜中ヲ亜ヲ分割仕ヲ弱ヲ
ナポレヨン却児格百児爾爾支那等ヲ都ヘ格百児爾
爾西亜ヲ会戦ヲ敗ヲ都ヘ格百児爾支那ヲ
亜ヲ何ヲ不ヲ亜ヲ亜ヲ亜ヲ
ヲ普国爾西亜ヲ和睦ヲ
ヲ和睦ヲ書面ヲ
戦ヲ和ヲ
児格百児爾亜ヲ
ヲ格百児爾
ヲ何ヲ

と掛ノ中ヨリ李滿仙ノ軍隊悉ク李滿仙ニ集来リ唯熱兒瑪泥ヨリ退等ニ劇戦ヲ為シ会戦ニ及ヲ踏テ其ヲ出陣ヨリ仕舞ニ至ル右ノ者普西亜軍隊ノ為ニ李滿仙ニ援兵ヲ送ル事ヲ聞キ本隊仕舞ヲ西境ニ去備中ヨリ清ノ掛帥蒙和薬陀意太里亜保新把泥亜ヲ襲ヒ南亜波羅ヲ亜ニ張等一変ニ押寄ル事ヲ聞キ直ニ李滿仙ヲ援ケ松方ニ於テ一戦ニ及ヒ李滿仙先代ヨリ親練壮鏡ニ軍隊モ一番ニお阪卫ナ李滿仙ノ中ヨリ退ク事ヲ聞キ直ニ援兵ニ向中ニ於テ敗ヲ仕ヨリ本ニ李滿仙ヘ帰ル

柿原服仕ノ間人等ニ村落ヲ放火ヲ焼児瑪泥亜ヲ通リ支国中ヲ悉ク掛帥ヲ蒙ル事ヲ聞キ直ニ普西亜ヲ攻ントスルニ普西亜ハ軍勢ヲ分ケ一方ヲ李滿仙ノ中ヨリ普西亜ヲ攻

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18

ガラス使用

此会戦ニ於テ全軍ニ命ジ
テ曰ク諸軍奮テ後ヲ顧ル
ウイナキヤウニ常ニ勝利ヲ
セーフ姓名ミーセリソン後名ニ
人ニ命ジ右ニ勝利ヲ得タル
ニ於テ又カニヨリ排帥ニ
ノ地ニ於テ

一ナポレヨン曰ク吾軍ニ命ジ
軍法ヲ厳ニシ和睦ヲ
ノ地ニ於テ

和睦ノ條定ル

一英人曰ク勝ヲ主張シ
已ニ敗ヲ取シ
ノ隅仙ニ蔵ニ
可キヲ以テ和睦ヲ
帥ニ命ジ
又ニ猶ヲ利ニ
アレキサンドル
ブルシイアト
一右和睦ノ
アレキサンドル
ブルシイアト

請免利亜第二回登山ト共ニ
銀若シ法戦ヲ為ス事
其跡ヲ遠ク去リ
普魯亜ニ来
請免利亜ト交易
帰営ス和睦仕終ヲ主張仕終
ヲ合戦ト及ヒ
和睦ト及ヒヲ取ラス
第二回登山ノ事
亜墨利加ノ事
亜墨利加ノ事
亜墨利加

ヶ村ヲ使節居宅ニ於テ探リ求メ書面ヲ以テ
幸文使節ノ帝文ヲ以テ同盟等ニ関シ其使
節ニ於テ右ノ居宅ニ於テ同盟ニ書面ヲ以テ
同意ニ書面ヲ以テ同盟ヲ結ヒ為ニ其書面ヲ
加筆ニ来ル旨ヲ以テ其使節ニ
右使節ニ加筆ヲ乞ヒ合意ニ至リ加筆ヲ
容ヘアレキサンドル皇帝ニ使節ヲ
ヒ其事ヲ開キ対シ何ヲモ答ヘ
ヒヲ聞キ取ラス加筆ヲ
使節ニ右同盟ニ於テ何ヲモ答ヘ
ヒヲ聞キ取ラス加筆ヲ
右ノ如ク使節ニ加筆ヲ乞ヒ合意ニ至リ
容ヘアレキサンドル皇帝ニ使節ヲ
ヒ其事ヲ開キ対シ何ヲモ答ヘ
ヒヲ聞キ取ラス加筆ヲ
使節ニ右同盟ニ於テ何ヲモ答ヘ
ヒヲ聞キ取ラス加筆ヲ

事ヲ告ケ我国中ニ使節ヲ
使節ヲ可致又外国ニ何ヲ
ヲ等ヲ出ス海ニ国王ヲ安全ヲ
此度掛命ヲ和睦ヲ加筆ヲ
ヒヲ等ヲ可致ヲ海ヲ達ヲ
使節ニ者外国ヲ命ヲ獲美ヲ
ニ及ヒ外国王ヲ和睦ヲ露国ヲリスタフ若等ヲ
速右使節ニ国書ヲ幸ヲ身ヲ和睦ヲ
賄賂ヲ勝ヲ使ヲ為ヲ金銭ヲ
文ヲ為ヲ露国ヲ雪際ヲヒンラ
ンデユ地名コツランデマンヲ

ヤルル高並スウエアボルグ。アボフ地名 和ヤルと訳名ヤルル普
西亜国ヲモッテ雲霧亜国中ニ
ナル者ヲ思ヒ第ヤルル者 国中ニ高名ヲ
ヲ名 名前 シユイテルマレラントスカコヲヤ
ニ若干ニ国ヲ往ヲ退ヲヤ
ヲ和解ノ意ヤル者 明ヲ八百十年ニ普雷亜国
右対ヲヤル地スウエアボルグ。アボフニ
悪ヲ遇ヲ又多金ヲ送ヤル

十

辛文センラニンデユヲ対スル為ニ世界ニ宇生ボルユヲヤル者
等ヲ雷亜国政府ニ宇ヤル者 別別冊ニ掲ケ左ニヤル

辛文雲際亜国ニ宇ル金物ヲ
宇ヤニ普国霧仕ヤル上右スウエアボルグ。アボフニ
ヲ右高ヤル者右金物ヲヲヤル地ニヤル

コヘンカーケンニヲ論ヒ利亜ニ設ケ易ク
ヲ亡ニ服仕ヤル者論ヒ利亜ヲ金銭ニ書雷ヲ
ヲ従ニ論ヒ利亜ニヲ及ボヤル右書雷
交易ニ論ヒ利亜ニヲ及ボヤル者人職人ニヲ
交易ニ論ヒ利亜ニ家居地ヲ亜ヲ今ヲ
ヲ宇論ヒ利亜ニ届ケ可キ日ヲ限リ論ヒ
雷亜ニ人ヲヲヤル者ヲ宇ヤ月ニヲ
ヤル者ヲヲヲ論ヒ利亜ニ人ヲ
ヤル者ヲヲヲ論ヒ利亜ニ人ヲ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

将校等感激シ申ス処ニ候

一 拂帝蔡爲ニ西ニ至ル和睦儀定ヲ往ノ事ヲ
成ノ爲ニ又ヘウヒレテフツ。ウヒムベルカ。サキソニヤ。バツリイヤ等ノ地名ニ居ル者ヲ差シ
等ヲ遣ハス拂帝蔡ヘ大名ヲ
子チユ地名 懇ニ親泥西國ヘアテリアチテヒスコムヘノ海ヲ
守ヲ託ス地ヲ又ゝムゲレチヒスキヒヲ地名ヘ
ニアリムスクユヲブラレチ地名ヘ洛國等拂帝蔡ノ差ヲ
支ヘリム イタリヤヘノ地名ヘ中ノ屬ヲフトレム。ゴーロドム 郡ノ名ヘ
ヘ各附和蘭和蘭泥ヘ惡ム蠻ヲ
和蘭泥ヘ憎居中ノ人ヘ又ヘ皆國差呑往ヲムスチルタム

和蘭泥 ヲ郡ヘ テレチイムコーロドム ヲ郡ヘ ヲ拂帝蔡 ヲ

幸ニ和蘭泥國ヘ西ノ屬ヲ
ヘ事ヲ正ヘ往ノ屬ヲ
ヘ遣ハスヲ平ノ爲ニ
國ヘ爲ニ後ヘ全國ヘ
ヘ事ニ屬ヘ唱ノ義ヲ
事ヘ拂帝蔡國郡ヘ

波児(ポルト)杜加(カリヤ)西ヘ伊斯把泥西ヘ等ヘ地語ヲ利(リ)西ヘ加(ヲ)
往ノ爲ヘ後ヘ拂帝蔡ヘ於ヲ名ヘ右加カ事ヘヲ
ムスリユ教ヲ崇ヒ伊斯把泥西ヘ等ヘ拂帝蔡國中ヘ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

但其社波児社ヲ西ノ方ヨリ
波西ヲ国ヲ割ラントシテ
合戦仕ル處一ツ甲軍ヲ捨テ大
合戦ノ内ニ
斐児瑪波西軍利
ナクシテ
拂帝墨大敗ヲ取テ波ニ
フランチヤフトロイニ
拂帝墨ヲ
結ヒ
且ナポレヲン又ハ西ニ合戦
好ミヲ
ナレキサンドル
吾和国ニ
吾西ヨリ
容易ニ
敗ヲ仕ラントス

右ノ
又ハ年月ヲ書拂ヒ可申
全書籍又ハ
為ニ
一冊ヲ
波雲烟霧ヲ
拂ヒ
一右書面ノ
同解仕ル
波ヲ
波ヲ
実ニ
光華
全国同盟ヲ
結ヒ
交易ヲ

幸又徹ム眼ヲ実ノ如キ人ニ眼ヲ実ノ如キ人ニ
中ノ如キ人ニ人ヲ解ク者ヲ解ク者ヲ解ク者ヲ
解ク者ヲ解ク者

免許ヲ私社ニ奉納仕度ニ付上私共ニ於テ百一社
ヲ限リ免許ヲ私ニ受ケ二ケ条之証書ヲ
添ヘ遥ヲ蕃西ニ至リ交易ヲ以テ
私用ニ充ン蕃蛮ヨリ奴ト出産ノ品
仕度ニ於テハ又ハ兎角仕度ノ
ニ付私共ヨリ報謝ヲ以テ
御免許ノ事

千八百十二年六月 幸邦
廿日

蕃西亜帝ヨリ六官
モウル

蕃西亜官邸ニアナ蛮紅人名千八百七年イユリヤ二月 幸邦ニ
カわり

右ノ書文ニ付テハ色カランシタースツ出帆ニ帝蛮紅人数ノ
幸中上ル旨別七月ニ有之ニ付徳川氏ヘ
差出ス

役名 甲必丹 名 ワシレイ 姓 コロウイン
役名 同 名 ベートル 姓 イリコルト
役名 イチヤナント 名 ヒヨトル 姓 モウル
役名 同 名 イリヤ 姓 ウルメコウ
役名 シイチマナ 名 シミーテレ 姓 カルメフチヨフ（カムチヤツカニ住居ノ由）
役名 同 名 フセーヨウ 姓 セクーレキン

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

役名	名
同	ニカンドル
〃	アンデレー
〃	ワレレイ
同	ワレレイ
〃	ボクダン
〃	ウハヂンメル
〃	フヱドヽ
〃	ステバン
〃	ヱリザル
〃	ヱゴル

姓	
ヒラトフ	
〃	ハレブニコウ
〃	ノウイキイ
〃	スレツニイ
〃	ブランド
〃	スコロヅモフ
〃	バベリン
〃	サウヱリヱヽ
〃	ナチヤビンスキイ
〃	イリイン　千八百九年アリカヲ去ル

役名	名
クワルテルメヱシテル	ヱゴル
同	イワン
同	ダニコ
〃	イワン
〃	ステバン
〃	チミイテレ
〃	ヒヨードロフ
〃	イワン
〃	アレヱイ
〃	イワン

姓	
サウヱリヱフ	
〃	ボリシヤコフ
〃	ラブチン
〃	サウヱリヱフ　千八百九年タナバタ去ル
〃	マルテレヤノフ
〃	アラズドブルデン
〃	ヒヨードロフ
〃	スチコフ
〃	レチヱヅリン　千八百十年カムチヤツカヲ去ル
〃	フヱドロフ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

役名	名	姓
同	カンドラチヱ	ボートフ
〃	ニキホル	キレボフ
〃	チイハン	イレンチヱフ
〃	デミイテレ	レイモノフ
〃	シハイル	レカヱフ
〃	キリコリ	ワレリヱフ
〃	レヒリドン	マカロフ
〃	イワン	トロフ（千八百九年カムチヤツカニテ死ス）
〃	ペートル	アンデレーフ
〃	ベートル	イワノフ（千八百十年カムチヤツカニテ死ス）

役名	名	姓
同	ヱリセイ	ブルチヨフ
〃	キリゴリ	アレキサンドロフ
〃	イワン	レレヨノフ
〃	セリゲイ	サウヱリヱフ
〃	ウヱジユキタ	ヒラトフ
〃	コヱトロ	ヨロジン
〃	マチウヱ	チヱレムヒン
〃	アレキセイ	ウリヤノフ
〃	ステハン	マルテミヤノフ
〃	フヱドロ	ハラハルチン

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

役名 同 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

名 セメン ヘリヒウ イリヤ フワテイ ニキタ ヒリプ ラリヨン メラス セメン ヒリプ

姓 コロツコイ キリコフ（千六百九年海上にて死亡） スツピン ヱフセウヱフ フヱドロフ チモフヱヱフ チモフヱヱフ ワレリヱフ クテレフ ヨロマノフ

役名 同 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

名 イワン イワン サワレヤン ギリコリヱフ スヱヅノフ セニン

カムチヤツカニテ高紙ノ者

役名 マタロス 同

名 ワシレヱ チミイテレ

姓 サハロフ 〃

アメリカニテ高紙ノ者

役名 マタロス 同

名 イワン ワシレヱ

姓 シヤマヱフ ワシリヱフ

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18

ガラス使用

〃同　〃ダニロ
〃同　セルケー

右ヲ通覧細考スルニ本文ニ
ポーフ
アレウツ
右普魯西人モウル抔ノ申上候書面ニ可申候ヘ共本文ニ
引用シ反訳仕候ヲ文義ヲ
考ヘ合セ候ニ其文義ヲ
悉ク尽シ兼候ニ付本文ニ
無之分ハ同人ヨリ授ケ候
注解ヲ補ヒ
一本文ニ用ヒ置候墨書ヲ
市図抔同人ヨリ授ケ候
一本文人名書ヲ
改ム
一ヲ語連綴仕候
ヲ語ハ格別ニ違ヒ勝処不
仕候ヲ語ハ前置詞ヲ
ヲ語ハ前置詞ヲ
ヲ語ハ支訳ニ
ヲ語ハ本文ニ無之
ヲ語ハ本文ニ無之

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

別 14
18

一右全篇可謂文法之活用者
之書也今譯澳モウル語之以換仕文法之
翻譯之云可當之以當右文法仕用人之書籍
也乃茲有翻譯之役中略文法書之
別而通書之也

甲
六月

村上眞助

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『模烏爾陳情表譯』　請求記号 寄別14-18

ガラス使用